

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2005年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	社会学研究科	社会学専攻
指導教員	所属・職名	氏名	
	経営学部・教授	笠原 清志 印	
自然・人文の別	自然 ・ <input type="checkbox"/> 人文 <input checked="" type="checkbox"/>	個人・共同の別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 共同 名
研究課題名	中・東欧諸国における NPO/NGO の経済・政治・社会的な役割と先進諸国の援助戦略		
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	社会学研究科・社会学専攻・5年	Patrycja Misiewska 印	
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
研究期間	2005 年度		
研究経費	200 千円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

これまで 20 年にわたって、市民社会という概念が中・東欧諸国の社会・経済の開発において広汎な役割を持ってきた。こうした積極的な行動主義は民主主義の変容に基づいている。冷戦終結後、旧ソ連の衛星国が民主主義と市場経済の制度を導入したが、まもなく、ソフトウェア（強靱な民間社会と市民団体）がなければ、ハードウェア（国）を動かすことが不可能であると分かった。本研究は、特に個人や団体レベルで解決できる社会問題に関する国家の役割を「補助的」なものとする補完性原理や民間組織への支援を視野に入れ、1996年にハンガリーで生まれた「パーセント法」に着目した。結論として、本研究は中・東欧のパーセント法の形成と施行をめぐる「市民社会」の発展が民主主義と市場経済への移行に重要な課題であることを提起した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[市民社会] [非政府組織] [パーセント法]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

SFR の研究プロジェクトに対して、私はまず、ポーランドの市民社会における非政府組織の役割やそれをめぐる社会背景、法律改正、海外援助などの客観的な状況から接近していった。ポーランドにおいて、市民活動の概念は、多くの意味を持ち、曖昧である。その理由は、①多数の人々の社会・経済的なイニシアチブによる活動であること、②国が民主的な転換期にあったこと、③市民活動の一般的な概念が法律上の概念や学術的な概念と違うこと、④国による「市民社会」の伝統と文化に相違があることである。

1989 年までに中・東欧で使われたのは、「社会組織」という用語であった。しかし、社会主義に多く存在し、政府の監視の下で暗躍した組織を思わせる含意があることによって、ベルリンの壁の崩壊後、社会組織という言葉は殆ど耳にすることがなくなった。1989 年から 1990 年代後半にわたり、戦時中であったクロアチア以外、アメリカや欧州連合 (EU) の援助による旧共産圏での市民社会組織が増加すると同時に、市民活動に関する用語として、「非営利セクター」や「非政府セクター」が登場した。他に流通した用語としては、「第三セクター」「ボランティア・セクター」「市民社会セクター」「独立セクター」などがある。

ポーランドにおいて、「非政府組織」(non-governmental-organization, NGO) が専門用語となった契機として、1990 年 12 月に国会で開かれた「民主主義国家における非政府組織」(Organizacje pozarządowe w demokratycznym państwie) という会議が挙げられる。その前は、二つの言葉が頻繁に使われた。一つは、「連帯運動」の伝統による市民社会のビジョンとしての“associative movement”(ruch stowarzyszeniowy)で、もう一つは、「自助イニシアチブ」(inicjatywa samopomocowa)である。

現在、主に使用されている用語は、「非政府組織」である。この一般的な意味は狭く、社団・財団法人や市民団体を示している。第三セクターの定義は、ジョンズ・ホプキンス大学 (Johns Hopkins University) の NGO 研究センターによるもので、市民団体、法人財団、労働組合、政党、社会組織、宗教団体などを示している。

本研究は、1989 年前後に行われた海外援助、法律の改正、税金制度の改革を軸に、ポーランドの第三セクターを取り囲む社会的なイニシアチブの背景、法律上の概念、市民社会の伝統を描いた。

その結果、本研究はポーランドにおける第三セクターと市民社会組織の発展、冷戦後 NGO の資金源としての海外援助、法律・税制に関する議論を展開し、いくつかの点が明らかになった。まず、冷戦後市民活動を復活させた背景には、キリスト教の伝

研究成果の概要 つづき

統、啓主義によるヒューマニズム的なインスピレーション、独立精神があるといえる。しかし、資本主義に移行するポーランドにおいて、NGO が直面する難点は第三セクターの「市場化」であり、「非営利組織」は公売で競争力を保つために営利化する恐れがある。第二に、アメリカ、EU を中心とする多くの国から寄せられた海外援助は冷戦後のポーランドにおける市民活動を発展させたが、当時のポーランド政府の受け入れ政策が不十分であったために、援助の効果を妨げた。海外援助による市民活動の活性化は否定できないが、1990 年代後半、こうした海外援助の重要性が減少した。その主な理由は市民社会の成熟によって、中・東欧の政府や NGO が自主的に財源を開拓するようになったことである。第三に、市民団体に関する法制度の変化は市民活動を活発化させるものとされるが、その一方、法律による第三セクターの国有化も生じた。これに対して、NGO の自己規制とも言われる『NGO 規則書』の制定はその国の法制度をけん制する動きであった。第四に、2003 年に制定された公共利益・ボランティア活動法は大幅に NGO の資金源に規制緩和を行った。ところが、個人所得税法と法人税法の改正によって、市民団体は逆に収入が減少した。現在、パーセント法という納税者の能動性を尊重する税制が施行され、NGO にとっては、重要な財源になるが、NGO の必要性に関する決定を市民に委ねることになった。

以上のように、この 15 年間にわたる市民活動の動きを見ると、社会・経済・政治が絶えず変化しているにもかかわらず、ポーランドの市民社会の形成は急速に発展するものではなかった。ともあれ、法律と税制の改正は、行政と NGO との関係を改善させ、第三セクターの運営はより透明になった。その結果、第三セクターの専門性が期待され、公共性の担い手と看做された。ところが、現時点においては、国家が第三セクターを「国有化」する動きが見られる。この問題を解決するためには、第三セクターを国家のドメインにしようとする「福祉国家」より、「福祉社会」を育てる方が重要である。「福祉社会」には、独立性を持つ市民社会組織、活発的な社会活動、社会経済、自らの人権や義務を認識する市民が必要である。国家の資源を配分する担い手として、政府と市場以外に、われわれは「社会」における市民活動が資源を再配分するという潮流を注意深く見守らなければならない。